

2026年2月6日

大雪により被害を受けられたお客さまへの預金払戻し等の対応について

このたびの大雪により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申しあげます。

株式会社秋田銀行(頭取 芦田 晃輔)では、被害を受けられた方の預金払戻し等につきましては、当面、下記のとおり柔軟に取扱いさせていただきますので、お近くの当行本支店の窓口にご相談ください。

皆さまの安全と一日も早い災害復旧をお祈り申しあげます。

記

- 1 預金の通帳・証書・お届けの印鑑等をなくされた場合、お支払いについて状況を踏まえた確認方法で対応いたします。できる限りご本人さまを確認できる資料をお持ちのうえご相談ください。
- 2 定期預金等の満期前の払戻しについてもご相談ください。
- 3 支払期日の経過した手形・小切手のお取立て、災害の影響で手形・小切手のお支払いができなくなった場合についてもご相談ください。
- 4 取扱開始日
2026年2月5日(木)

(以上)